

マイナンバー通知カード廃止

おすすめ
1

国から全国民に送付されているマイナンバー通知カードの新規取得が5月中に廃止され、再交付・記載事項変更の手続きも併せて終了となります。住所氏名等の記載内容が最新でない方は、廃止前に手続きをしてください。

■持ち物 通知カード、印鑑、本人確認書類☆
別世帯の方が代理で手続きをする場合
委任状、代理人と委任者の本人確認書類☆



☆本人確認書類

1点で足りるもの 官公署発行の顔写真つき身分証（運転免許証、旅券など）
2点必要となるもの 健康保険証、年金手帳、学生証、介護保険証など

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8896

通知カード廃止に関するQ&A

Q1 通知カード廃止後に生まれた子のマイナンバーはどうやって知ることができますか？

A1 カードではなく、マイナンバー通知書が自宅に届きますが、この通知書はマイナンバーを証明する書類として使用することはできません。マイナンバーを証明するには、写真付きマイナンバーカード（初回無料）を作

成するかマイナンバー入り住民票（有料）を取得してください。

Q2 通知カードを紛失した場合、マイナンバーはどうすれば知ることができますか？

A2 写真付きマイナンバーカード（初回無料）を作成するかマイナンバー入り住民票（有料）を取得してください。

Q3 廃止後の通知カードは、マイナンバーを証明する書類として利用できますか？

A3 通知カードに記載されている住所や氏名が最新の情報と一致している場合に限り、経過措置として、引き続き利用することができます。

DVホットライン

配偶者や交際相手など、親密な関係にある相手からの暴力をDVといいます。

殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、経済的暴力、精神的暴力、性的暴力もDVです。

また、子どもにDVを見せることは、心理的虐待です。

ひとりで悩まず、まず相談を！

DVや、夫婦のこと、家族のこと、離婚など、女性の様々な相談に応じるために、ホットラインを開設しています。女性相談員が相談に応じ、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

下野DVホットライン ☎(32)8724

■相談日・時間

平日 午前9時～午後5時
(正午から午後1時を除く)

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(32)8903



都市計画区域マスタープラン等の説明会

栃木県が決定する都市計画区域マスタープラン等を策定します。

■内容

①小山栃木都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（小山栃木都市計画区域マスタープラン）

②区域区分の変更

■対象区域

①下野市の全部

②下坪山、花田、絹板、笹原の各一部

説明会

縦覧と公聴会に先立ち、都市計画区域マスタープラン等についての説明会を開催します。

■日時 5月21日(木) 午後6時30分～

■場所 市役所

■内容

①都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定の方針などについて

②区域区分の変更について

■問い合わせ先

県都市計画課 ☎028(623)2465